

ご利用ください！融資制度

問合せ 商工課
☎35-3144

現在、市では中小企業向け、勤労者向けの各種融資制度を設けていますが、**3月11日に発生した東日本大震災の影響に伴う資金繰りに対してもご利用いただける場合があります。**ご利用を検討の方など、お気軽にお問い合わせください。

市の融資制度

(借入は市内各金融機関からとなります)

融資名	小口融資		経営安定特別資金融資	創業支援資金融資
	小規模企業融資	特別小口融資		
対象者	市内で1年以上同一事業を営む従業員20人以下(商業・サービス業を営む場合は5人以下)の法人および個人	市内で1年以上同一事業を営む従業員20人以下の法人および個人	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、経済変動等により経営に一定の支障を生じている法人および個人	事業主の住民登録が市内にあり、融資を受けた日から1ヶ月以内に個人で、または2ヶ月以内に会社を設立して市内で新規開業した場合など
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
融資限度額	1,250万円	1,250万円	1,250万円	1,250万円
融資利率(年利)	0.8%	1.1%	1.4%または1.7%	1.6%または1.9%
利子補給	借入の日から3年以内に支払った利子を全額補給			
保証料補給	信用保証料の1/2以内を市が補給	信用保証料の1/2以内を市が補給	融資額の1%以内を市が補給	信用保証料の1/2以内を市が補給
融資期間	8年以内	8年以内	6ヶ月以内の据置を含めて8年以内	1年以内の据置を含めて7年以内

その他の融資制度

実施団体	岐阜県(借入は市内各金融機関)	日本政策金融公庫
融資名	経済変動対策資金(震災枠)	経営環境変化資金(セーフティネット貸付)
対象者	①東日本大震災等により被災した県内事業者 ②東日本大震災等により被災した事業者と取引がある県内事業者 ③東日本大震災等の影響により、経営に一定の支障を生じている法人および個人 ※当資金については、県内外を問わず1年以上の事業歴があれば、県内事業歴は1年未満でも可	最近の決算期における売上高が前期もしくは前々期に比べ5%以上減少している場合、または最近3ヶ月の売上高が前年同期もしくは前々年同期を下回り、今後も売上減少が見込まれる場合などで、かつ、中長期的にみて、業況が回復し、発展することが見込まれる場合
資金用途	運転資金・設備資金 ※県外事業所の復旧資金は対象外	運転資金・設備資金
融資限度額	1億円(運転資金・設備資金の合算額)	4,800万円以内
融資利率(年利)	1.3%	基準利率2.25~3.40% (条件により変動)
信用保証料	無担保 年0.35%~0.9%(県補給後の率) 有担保 年0.25%~0.8%(県補給後の率)	不要
担保	原則不要	要相談
保証人	原則、法人代表者以外は不要	要相談
融資期間	運転資金: 7年以内(据置期間1年以内) 設備資金: 10年以内(据置期間1年以内)	運転資金: 5年以内(据置期間1年以内) 設備資金: 15年以内(据置期間3年以内)
実施期間	平成24年3月31日までに融資実行されるもの	平成24年3月31日までに融資実行されるもの

上記以外にも各種制度がありますのでお問い合わせ下さい。

◆セーフティネット保証制度

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者で売上高が減少し経営に一定の影響を受けている方などを支援する制度です。要件に該当し、経営の安定に支障を生じている中小企業者が高山市の認定を受けた場合は、信用保証協会の保証限度額の別枠化の対象となります。

◆中小企業金融円滑化法による制度

支払条件の変更(元金支払猶予、支払期日の延期)を行い、月々の支払軽減を図ることができる「中小企業金融円滑化法」が平成24年3月末まで1年延長されました。